

事 務 連 絡

平成 29 年 2 月 28 日

法 務 局 訟 務 部 訟 務 管 理 官 殿

地 方 法 務 局 上 席 訟 務 官（総括） 殿

法務省訟務局訟務支援管理官

予防司法支援事件の処理について

標記については、本日付け法務省訟企第 132 号をもって訟務局長から「法務局及び地方法務局訟務処理細則の一部改正について」が発せられ、併せて本日付け法務省訟企第 136 号をもって訟務企画課長から「法務局及び地方法務局訟務処理細則の一部改正、独立行政法人等を当事者等とする訴訟に係る監理事件の処理及び予防司法支援事件の処理について（依命通知）」（以下「本件依命通知」という。）が発出されたところですが、予防司法支援事件の処理に当たり、特に留意いただきたい事項及びその趣旨は下記のとおりです。

なお、本事務連絡における用語及び略語は、新たに定義するもののほかは本件依命通知によります。

記

1 予防司法支援窓口の設置について

各法務局及び地方法務局に予防司法支援窓口を設置するとともに、次のとおり予防司法支援窓口担当者を指定するものとする。

法 務 局	地 方 法 務 局
訟務管理官又は訟務管理官が指定した者	上席訟務官（総括）又は上席訟務官（総括）が指定した者

予防司法支援制度の仕組み、予防司法支援の具体的な手続等について、行政庁等が承知しているとは限らないから、これらについて訟務部局に対し、来庁又は電話等により、情報提供を求められることが予想される。行政庁等からのこうした情報提供の求めに対しては、行政庁等の積極的な利用を促す観点から、懇切かつ丁寧な説明等をする必要がある。このことは、訟務部局における予防司法支援事件の処理の円滑化に資するだけでなく、来庁又は電話等に適切に対応することによって、予防司法支援事件の早期処理に資する場合もある。

そのため、行政庁等からの予防司法支援に関する相談に対応したり、予防司法支援に応じる予防司法支援窓口を各訟務部局に設け、その担当官を指定することとするものである。

なお、予防司法支援窓口の設置は、現に係属している争訟事件の所管行政庁等の担当者又は関係者から当該事件の担当者に口頭等で照会がされ、当該担当者において直ちに回答する場合などの取扱いを否定するものではない。

2 予防司法支援事件処理要領の制定について

訟務部局内における予防司法支援事件の適正かつ迅速な処理をするため、当該訟務部局の実情等に応じて、予防司法支援事件処理要領等を制定するものとする。

なお、既に制定されている法律意見照会事件処理要領等が存在する場合には、適宜同要領等を改定すれば足りるものとし、改定までの間は、同要領等に準じて処理することができるものとする。

3 処理担当者及び処理態様の基準について

(1) 重要支援事件

法務局で受理した事件にあつては、原則として、訟務部付が主任担当官となって、当該法務局の訟務官（上席訟務官を含む。）又は事務官（以下「法務局訟務官等」という。）と共同して処理を担当するものとし、地方法務局で受理した事件にあつては、原則として、法務局の訟務部付が主任担当官となって、法務局訟務官等及び当該地方法務局の訟務官（上席訟務官を含む。）又は事務官（以下「地方法務局訟務官等」という。）と共同して処理を担当するものとする。

なお、「共同して処理を担当する」とは、訟務部付が行政庁等との打合せや訟務部局内部の打合せ会において会議を主宰したり、訟務官等と共同して調査及び検討の上、回答文書を起案したりすることが想定されており、単に当該予防司法支援事件の決裁に関与する（決裁ルートに入っている。）というだけでは「共同して処理を担当する」ことにはならないので、留意すること。

(2) 一般支援事件

法務局で受理した事件については、原則として、法務局訟務官等が主任担当官となって、処理を担当するものとし、地方法務局で受理した事件については、原則として、地方法務局訟務官等が主任担当官となって、処理を担当するものとする。

ただし、法務局訟務官等又は地方法務局訟務官等で処理が困難な事件については、原則として、法務局の訟務部付を主任担当官とし、法務局で受理した事件については、法務局訟務官等と共同して、また、地方法務局で受理した事件については、法務局訟務官等及び地方法務局訟務官等と共同して処理を担当するものとする（「共同して処理を担当する」ことについては、前記のとおり。）。

4 訟務局への求指示について

法務局又は地方法務局が処理を担当する予防司法支援事件について、処理が困難であり、訟務局においてその処理を担当することが相当と認める場合には、訟務処理細則第44条による求指示を行うものとされた（本件依命通知第4の4(2)）。

訟務局がその処理を担当することが相当であるかについては、求指示を行う法務局又は地方法務局の処理の実情等を踏まえ、事件ごとに個別に判断すべきものではあるが、例としては、①政治上又は社会上重要な影響を及ぼすおそれがある事件、②行政庁の所管する制度等への影響が大きな事件、③行政庁の複数の地方支分部局等から、同一の照会事項について、異なる法務局又は地方法務局に同時に照会がされ（今後照会がされる予定がある旨の情報を行政庁から入手した場合を含む。）、訟務局において統一的に処理すべき事件、④中央行政庁等からの照会であり、法務局又は地方法務局において処理が困難な事件などが考えられる。

なお、これらの例に限らず、訟務局で処理を担当することが相当と考えられるものについては、事前に幅広く相談願いたい（訟務部付等から訟務局への相談の際の窓口については、別途示すものとする。）。

5 訟務官等に対する訟務部付の指導等について

一般支援事件（訟務部付が主任担当官となるものを除く。）の処理に当たっては、法務局訟務官等及び地方法務局訟務官等は訟務部付の指導、助言等を求めることができ、この場合、訟務部付はこれに積極的に応じるものとする。

6 回答案の決裁について

(1) 決裁権者

決裁については、照会及び回答の内容や各法務局、地方法務局の決裁規程等の実情も考慮されなければならないところであるので、各訟務部局の判断により適切に対応されたい。

(2) 決裁手続

決裁については、予防司法支援事件票により行うものとする。

ただし、簡易支援事件については、四半期分の予防司法支援事件票を一括して決裁権者に供覧することにより、決裁に代えることができるものとする。

7 起案文例

予防司法支援事件の処理に関して使用する基本的な文例は、本日付け訟務企画課訟務調査室長事務連絡において示す起案文例によるほか、争訟事件の起案文例に準ずるものとする。

8 予防司法支援制度の周知について

行政庁等に対する予防司法支援制度の周知を図り、行政庁等の訟務部局に対する信頼を確保することによって、予防司法支援制度の利用の活発化を図るための措置を執るものとする。

9 職員の意識改革、事務処理能力の向上等について

職員に対し、予防司法支援事件の処理は他の争訟事件の処理と等しく重要な訟務事務であるとの認識をより深めさせるとともに、事件の難易度等を勘案の上、できるだけ多くの職員を予防司法支援事件の処理に関与させるなど、職員の事務処理能力の向上、育成のための措置を執るものとする。

なお、「法律意見照会事例集百選」を始めとした法律意見照会事件処理の資料等については、予防司法支援事件の処理の際にも有用であるので、今後も積極的に活用願いたい。

おって、訟務局においては、予防司法支援事件の適正処理のために活用することを目的として、事例の収集、蓄積を行うとともに、これを各法務局及び地方法務局に提供するための必要な措置を講じる予定である。